

基本的な考え方①

- 「光の道構想」については、経済情勢に即した発展を待つのではなく、むしろ積極的なインフラ整備・利活用を通じて、我が国経済の更なる発展を目指し、ICTを最大限活用して国民の生産性を高め、豊かな社会を実現することを目指すものである。
 - 「光の道構想」の実現に当たっては、国民負担をできる限り軽減するとともに、効率的かつ効果的にブロードバンド基盤を整備し、その利活用を図ることが重要。
 - 我が国の競争政策の基本は、
 - 事業者間のより一層公正な競争を通じた料金の低廉化とサービスの多様化を推進することにより、利用者利益の最大化を図る。
 - 事業者間競争は、サービス競争と設備競争の両面から促進。インフラについても、競争を通じて技術革新の成果等をネットワークに反映することによりその品質を維持・向上させるため、事業者間の設備競争の下で整備することが適当。
- この考え方は、「光の道」の整備のための具体策を検討する上でも適用可。

基本的な考え方②

- 「光の道」の推進(2015年頃を目途にすべての世帯でブロードバンドを利用)については、以下の2つの視点から検討を行うことが適当。
 1. 超高速ブロードバンド基盤は、90%の世帯では整備されている(既整備エリア)ものの、残り10%世帯では、未整備である(未整備エリア)ため、
 - ・ 競争環境の中で民間主導によりブロードバンド基盤の整備を行うことを基本とし、基盤整備へのインセンティブを付与するような施策を講じる。
 - ・ 基盤整備後は、既整備エリアと同様、利用率向上のための競争促進策等を講じる。
 2. 超高速ブロードバンド基盤が整備されている90%の世帯では、利用率は30%超にとどまっているため、利用率向上のための競争促進策等を講じる。
- これらの視点から具体的施策を検討する際に想定される課題は、以下のとおり。
 1. 基盤整備については、短期間で不採算地域において整備を行うインセンティブを付与することが必要。なお、基盤整備後の利用率向上については、2. に同じ。
 2. 利用率向上については、
 - ①手頃な料金でブロードバンドが利用可能であること
 - ②キラーコンテンツ、キラーアプリケーションが存在することの2点が確保されることが必要。

光の道の定義

- ◆ 現時点で想定されるアプリケーションが求める容量（ハイビジョン級の映像受信には、最低限20～30Mbps必要）、経済合理性等の観点から、「光の道」として求められる「サービス」の最低水準としては、2015年時点では、まずは、超高速ブロードバンド（下り実効30Mbps以上）を想定することが適当ではないか。
- ◆ また、遠隔医療等今後の双方向アプリケーションの進展を踏まえれば、上りの通信速度も下り同様に重要と考えられるのではないか。
- ◆ 求められるサービス水準を満たす技術としては、F T T Hがその代表例であるが、ケーブル（H F C）や無線ブロードバンド通信システム（B W A等）についても、利用環境等によっては、上記水準を満たさない場合はあるものの、今後の技術革新も考慮すれば、F T T Hの代替手段として、一定の役割が期待できるのではないか。
- ◆ 整備すべき「インフラ」としては、将来的にトラフィックが幾何級数的に増加することを見越した整備が必要との考えから、国家目標として、諸外国の取組みも考慮し、できる限り下り100Mbps以上の超高速ブロードバンドを整備・普及すべきではないか。

基盤整備の在り方(90%→100%)①

- ◆ 民間事業者が競争により整備することが原則であり、利用率の向上により長期的には採算ベースに乗りうる可能性、公正競争の確保等も考慮すれば、未整備エリアのみを対象とする独占的な公的主体に基盤整備を担わせるのではなく、民間事業者が競争により整備することが適当ではないか。
- ◆ 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリアでの整備に関する基本的な考え方としては、
 - ①従来と同様、現在及び将来の需要に見合った整備を、地域等の要望も踏まえつつ推進
 - ②必ずしも現在及び将来の需要にとらわれず、2015年という目標年次を見定めて計画的に整備を推進に大別することができるのではないか。

基盤整備の在り方(90%→100%)②

- ◆ ①については、従来の公設民営方式が一定の成果を挙げてきたところであるが、既に明確な需要が存在する地域については網羅されており、今後の未整備エリアにおける基盤整備の進展のためには、従来の仕組みを見直すことが必要ではないか。
- ◆ ②については、未整備エリアの着実な整備が期待できるが、経済合理性の観点から、「利用されない光の道」とならないようにすることが必要ではないか。
- ◆ 未整備エリアは短期的には採算ベースでの整備が困難であることから、一定の公的支援は必要となるのではないか。その際、②の考え方にに基づき整備を進めるためには、国民の理解を得ることが最低限必要ではないか。
- ◆ 経済合理性、国民の理解等を考慮すれば、需要を踏まえて民間主導で整備を推進することを原則とし、公的支援については、民間事業者のインセンティブを高めるような新たな支援策の在り方を検討することが必要ではないか。
- ◆ また、公正な競争環境を確保する観点から、直接的な財政支援により整備されたアクセス網については、全ての事業者が公平・公正に利用できるような措置を講じることが適当ではないか。

利用率向上の在り方(30%→100%)

- ◆ 利用率の向上を図るためには、①手頃な料金でブロードバンドが利用可能であること、②キラコンテンツ、キラアプリケーションが存在すること、の2点が重要と考えられるが、
 - ・ ②については、医療、教育、行政等の分野におけるICTの利活用を妨げる各種規制の見直しが、極めて重要な課題であり、早急に取り組むことが必要ではないか。
 - ・ ①については、公正な競争環境の整備がサービスの発展・料金の低廉化に寄与することから、事業者間の公正な競争を一層活性化することにより、ブロードバンド利用を促進することが適当ではないか。
- ◆ 事業者間の競争条件については、現状において、線路敷設の諸条件、接続情報の取扱い、接続料水準、子会社を通じたグループ経営等の問題の存在が指摘されており、一層の公正競争確保のために見直すべき点があると考えられるのではないか。
- ◆ 公正競争確保のための対策としては、様々なオプションが考えられるところ、ボトルネック性に着目した規制の在り方については、アクセス部門の分離を含め、複数のオプションが想定され、それぞれについて、メリット・デメリットを総合的に考慮することが必要ではないか。
- ◆ また、総合的な市場支配力に着目した規制に関し、諸外国でも一般的に採用されていること等にかんがみ、その導入について検討することが適当ではないか。
- ◆ これらの見直しに合わせ、電話時代の競争政策の見直しや一定の規制緩和なども併せて検討することが適当ではないか。
- ◆ ブロードバンド普及促進のためには、公共機関における先導的な役割が重要であり、地域拠点施設における積極的な利活用等ブロードバンド利用のインセンティブを高める措置を検討することが必要ではないか。
- ◆ 多様なブロードバンド手段の確保という観点から、ワイヤレス・ブロードバンド向けの新たな周波数帯の確保に努めることが必要ではないか。

「光の道」論点整理(案)

「光の道」の実現に向けたユニバーサルサービス制度の見直し等

- ◆ 加入電話をユニバーサルサービスとする現行制度のもとでは、FTTHの公設民営地域等において、加入電話と同程度の料金水準の「光IP電話」が提供されている場合も、当該地域において、NTT東西は引き続き、加入電話を維持することが必要。
- ◆ ブロードバンド世帯普及率が100%に満たない現時点において、直ちにブロードバンドアクセスをユニバーサルサービスと扱うことは適当ではないが、早期に「光の道」を実現するためには、メタルの加入電話の提供義務が「光の道」の中心的技術となる光ファイバの整備に抑制的な影響を与える可能性を回避することが必要ではないか。
- ◆ したがって、メタルアクセスから光アクセスへのマイグレーションを加速化するためには、ユニバーサルサービスの対象を『**加入電話**』または『**加入電話と同程度の料金水準の光IP電話**』と変更することにより、NTT東西に自由度を付与し、二重投資を回避できるようにすることが適当ではないか。この変更により、具体的には、加入電話と同程度の料金水準の光IP電話の提供地域では、宅地開発の際のメタルアクセスの整備の回避、将来的なメタル撤去の準備等が可能となり、光ファイバの整備を促進することが期待されるのではないか。
- ◆ なお、メタルを計画的に撤去し、光ファイバに巻き取っていくことも提案されている。これについては、そのための移行期間、移行手続、コストや既存メタルサービスの扱いなどについて、その実現可能性を具体的に検証することが必要ではないか。

